**創業者株主間契約書**

[会社名]（以下「本会社」という。）並びに別紙1「創業者一覧」記載の者（以下、個別に「各創業者」といい、総称して「全創業者」という。）は、各創業者が保有する本会社の普通株式の創業者間の又は本会社による取得に関して、以下のとおり本創業者株主間契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

1. （本契約の趣旨）
2. 各創業者が本会社の株式を保有する目的の一つは、各創業者が本会社の取締役若しくは監査役又は従業員（以下、総称して「役務提供者」という。）として誠実に勤務した成果を本会社の株式の価値の向上を通じて各創業者に帰属させることにより、各創業者における本会社の発展に貢献する意欲が向上することが期待されるためである。したがって、各創業者が本会社の株式を保有する根拠は、本会社の役務提供者として本会社の発展に貢献したことにあり、各創業者が本会社の役務提供者としての地位を失った場合その他の本会社の発展に貢献していないと認められる事由がある場合には、本会社の発展に貢献していないと認められる部分に係る本会社の株式については、これを保有する根拠が消失するものである。
3. 本契約は、前項に記載された趣旨を前提として、各創業者が本会社の役務提供者の地位を失った場合その他本契約で定めた条件に該当した場合に、他の各創業者又は本会社に対し、本契約に定めるところに従って、その保有する当社の株式を譲渡することを定めたものである。
4. （各創業者の株式保有）

本会社及び全創業者は、本契約の締結日における各創業者が保有する本会社の株式の種類及び数並びにその取得価額が別紙1「創業者一覧」に記載の通りであることを、相互に確認する。

1. （創業者保有株式の取得）
2. 各創業者のいずれかが、その理由の有無を問わず、本会社の役務提供者でなくなった場合（当該各創業者の死亡若しくは就業不能又は辞任若しくは解雇による場合を含む。以下、当該各創業者を「離脱創業者」という。）、他の各創業者（以下「残存創業者」という。）は、残存創業者が本会社の役務提供者であることを条件として、離脱創業者が本会社の役務提供者でなくなった日（当日を含む。）から60日の間（以下、当該期間の末日を「残存創業者による取得請求権の行使期限」という。）、離脱創業者が保有する本会社の株式（以下「離脱創業者株式」という。）のうち第5条の規定に基づき本項に基づく取得請求権の対象とならなくなった株式を除くもの（以下「取得対象離脱創業者株式」という。）の全部又は一部を、離脱創業者より、1株あたり、(i)別紙1「創業者一覧」に記載される当該離脱創業者の1株あたりの取得価額（但し、取得対象離脱創業者株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）若しくは(ii)別紙1「創業者一覧」に記載される当該離脱創業者の離脱創業者株式1株あたりの公正な時価のいずれか低い価格、又は、(iii)離脱創業者及び残存創業者の全員が同意した当該離脱創業者の1株あたりの価格で取得する権利（以下「本離脱創業者株式取得請求権」という。）を有する。なお、残存創業者が複数存在する場合において、複数の残存創業者が本離脱創業者株式取得請求権を行使したときには、各残存創業者は、離脱創業者が本会社の役務提供者でなくなった日における残存創業者の持株数に応じて按分した数の取得対象離脱創業者株式について、本離脱創業者株式取得請求権を行使できるものとする。
3. 株主総会（本会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議により、正当な理由があると認める場合には、当該正当な理由に該当する創業者を離脱創業者とみなして、前項の規定に従って、残存創業者が離脱創業者の株式を取得することができるものとする。
4. 前項において「正当な理由」とは、(i)他の各創業者から、役務提供者としての職務を適切に遂行していない旨の通知を受けた後も引続き、役務提供者としての職務を適切に遂行しないこと（但し、就業不能の場合を除く。）、(ii)各創業者が犯罪その他の不正行為に関与したこと、(iii)当社又は各創業者に適用される業法その他の法令に違反したこと、(iv)各創業者が本会社に対する秘密保持義務、競業避止義務若しくは知的財産権の譲渡に関する義務に違反したこと、又は(v)各創業者が反社会的勢力に該当し、反社会的勢力を本会社の経営活動に関与させ、自ら若しくは関係者をして資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持若しくは運営に協力若しくは関与し、若しくは反社会的勢力と交流を持つことをいうものとする。
5. 残存創業者による取得請求権の行使期限の経過時点において、残存創業者により本離脱創業者株式取得請求権が行使されていない取得対象離脱創業者株式が存在する場合には、残存創業者による取得請求権の行使期限の翌日から30日の間（以下、当該期間の末日を「本会社の取得請求権の行使期限」という。）に限り、本会社は、法令上可能な範囲で、本離脱創業者株式取得請求権が行使されていない取得対象離脱創業者株式につき本離脱創業者株式取得請求権を行使することができるものとする。
6. 本離脱創業者株式取得請求権の行使は、離脱創業者（但し、離脱創業者が死亡した場合にはその遺言執行者又は相続人。以下本条において同じ。）に対して書面により通知することにより、行われるものとする。本項に基づく通知の離脱創業者への到達をもって、取得対象離脱創業者株式は本離脱創業者株式取得請求権の行使者に移転するものとし、離脱創業者は、かかる移転ついてここに予め異議なく承諾するものとし、かつ、本離脱創業者株式取得請求権の行使者が、次条に基づいて各創業者が本契約の締結とともに株式譲渡人として記名押印若しくは署名した別紙2の様式による株主名簿名義書換請求書に本離脱創業者株式取得請求権が行使された取得対象離脱創業者株式の数を記入した上で、本会社に提出することに、同意する。但し、本会社が取得対象離脱創業者株式を取得する場合には、会社法所定の取得手続が完了した時点で、取得対象離脱創業者株式が本会社に移転するものとする。
7. 本会社及び全創業者は、本条に基づく取得対象離脱創業者株式の移転が速やかに行われるよう、必要となる手続及び措置を速やかに執るものとする。
8. （株主名簿名義書換請求書への記名押印又は署名）
9. 前条に規定する本離脱創業者株式取得請求権の実効性を担保するため、各創業者は、本契約の締結と同時に、別紙2の様式による株主名簿名義書換請求書に、株式譲渡人として、記名押印又は署名するものとする（以下、かかる記名押印又は署名済みの株主名簿名義書換請求書を「離脱創業者署名等済株主名簿名義書換請求書」という。）。
10. 離脱創業者は、本契約の締結をもって、前条の規定に基づき残存創業者が本離脱創業者株式取得請求権を行使した場合に、当該残存創業者に対し、当該本離脱創業者株式取得請求権が行使された離脱創業者株式について、前項の規定に従って当該離脱創業者が記名押印又は署名した離脱創業者署名等済株主名簿名義書換請求書を本会社に提出する権限を付与するものとし、かかる離脱創業者署名等済株主名簿名義書換請求書が本会社に提出された場合には、それが当該本離脱創業者株式取得請求権が行使された離脱創業者株式に関するものである限り、当該離脱創業者の意思に従って本会社に提出されたものとみなされるものとする。
11. （本離脱創業者株式取得請求権からの解放）

各創業者が以下のそれぞれの日までの間、継続して本会社の役務提供者としての地位を保持している場合、当該日の経過をもって、以下に記載されるそれぞれの数の各創業者が保有する本会社の株式につき、本離脱創業者株式取得請求権の対象とならなくなるものとする。なお、本離脱創業者株式取得請求権の対象とならなくなる各創業者の保有株式の数の算出において、1株未満の端数は切り捨てるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 別紙1「創業者一覧」に記載される各創業者の参画日から12ヶ月後の応当日 | ： | 別紙1「創業者一覧」記載の保有株式数の[25]%に相当する数 |
| 1. 別紙1「創業者一覧」に記載される各創業者の参画日から13ヶ月後以降47ヵ月後までの各月における応当日 | ： | 別紙1「創業者一覧」記載の保有株式数の [2.08]%に相当する数 |
| 1. 別紙1「創業者一覧」に記載される各創業者の参画日から48ヶ月後の応当日 | ： | 別紙1「創業者一覧」記載の保有株式数から上記(1)及び(2)に従って本離脱創業者株式取得請求権の対象とならなくなった株式数を控除して得た株式数 |

1. （譲渡制限）
2. 各創業者は、各創業者の保有株式を前条に基づき本離脱創業者株式取得請求権の対象から外れた数を超えて譲渡し、移転し、担保権を設定しその他の方法により処分（以下「譲渡等」という。）してはならない。
3. 各創業者のいずれか（以下「譲渡等創業者」という。）が他の各創業者（以下「非譲渡等創業者」という。）の事前の書面による同意を得ることなく、本契約の定めに違反して譲渡等創業者が保有する本会社の株式（以下「譲渡等創業者株式」という。）を譲渡等した場合、当該譲渡等は、本会社に対抗できないものとし、本会社は、当該譲渡等に関して、譲渡等創業者及び譲渡等の相手方による株主名簿名義書換請求に応じないものとする。この場合において、譲渡等創業者は、本会社が請求した場合には、[当該譲渡等により得た金銭等の3倍の違約金を本会社へ支払う義務を負うとともに、]非譲渡等創業者又は本会社は、当該譲渡等の対象となった譲渡等創業者株式の全部を、譲渡等創業者より1株あたり1円又は当該譲渡等創業者及び当該本離脱創業者株式取得請求権を有する者が合意した価額で取得する権利を有する。かかる権利は、第3条第1項に基づく本離脱創業者株式取得請求権に準じて取り扱われるものとし、当該権利の行使については、第3条第5項及び第6項並びに第4条第2項の規定が適用されるものとする。
4. （本離脱創業者株式取得請求権に係る税務）

本会社及び各創業者は、本離脱創業者株式取得請求権が行使された結果それぞれに課税その他の税務上の負担が生じた場合には、各自の費用と責任において、それぞれの税理士その他の専門家と協議及び相談の上、適切に対応するものとし、かかる税務上の負担に関して、他の当事者に対し、全部若しくは一部の負担若しくは償還の請求、損害賠償の請求その他一切の請求を行わないものとする。

1. （有効期間）

本契約は、本契約の締結日にその効力が発生し、以下に定めるいずれかの場合に終了するものとする。なお、各創業者の一部について第3号の事由が生じた場合には、当該事由の生じた各創業者との関係においてのみ、本契約が終了するものとする。

1. 本契約の全当事者が本契約を終了することに合意した場合。
2. 本会社の株式について、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）が金融商品取引所に提出された場合。但し、その後に上場申請が取り消された場合は本契約の効力を復活させる。
3. 各創業者が本会社の株式を一切保有しなくなった場合。
4. （秘密保持）
5. 本契約の当事者は、本契約の内容又は本契約に関連して取得した他の当事者の公にされていない事項につき、厳にこれを秘密として取扱うものとし、当該他の当事者の事前の書面又は電子メールによる承諾なくして第三者（開示する当事者に対して法令上守秘義務を負う者、これにつき職務上知る必要のある本会社又は本会社の株主の役職員並びに本会社に株主が組合形式である場合における当該株主の出資者たる組合員を除く。）に開示又は漏洩してはならないものとする。但し、当該事項が以下の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。
   * 1. 開示の時において既に公知である情報、又は開示後に受領者側の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
     2. 開示を受ける前から受領者が独自に保持していた情報
     3. 開示後に、受領者が第三者から守秘義務を課されることなく適法に取得した情報
6. 前項の定めは、法令若しくは金融商品取引所等の公的機関等の規則に基づいて開示する場合、又は、本会社の資金調達、株式上場、買収その他これに類する事情に基づき本会社が本会社への出資を検討する者、本会社の買収を検討する者及び引受主幹事証券会社等の第三者に対して本契約の内容を開示する場合には適用しない。
7. （準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、同法に基づいて解釈される。

1. （合意管轄）

本契約の当事者は、本契約に関する一切の紛争につき、東京地方裁判所の専属管轄に服することに合意する。

1. （誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき生じた疑義については、本会社及び全創業者の間で誠実に協議を行うものとする。

（以下余白）

以上の合意を証するために、本書●通を作成し、本会社及び各創業者がそれぞれ署名又は記名捺印のうえ、各1通を保有する。

●年●月●日

**本会社：**

[住所]

[会社名]

[代表者名]

**各創業者：**

住所：

氏名：

住所：

氏名：

**別紙1**

**創業者一覧**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **氏名** | **住所**  **電話番号**  **Email Address** | **保有株式 の種類** | **保有株式数** | **単価** | **参画日** |
| [名前] | [住所]  [電話]  [Email] | 普通株式 | [ ]株 | [ ]円 | ●年●月●日 |
| [名前] | [住所]  [電話]  [Email] | 普通株式 | [ ]株 | [ ]円 | ●年●月●日 |

**別紙2**

**株主名簿名義書換請求書**

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

[会社名]　御中

**株主名簿名義書換請求書**

株式取得者は、株式譲渡人から、貴社普通株式\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_株を譲り受けましたので、株式譲渡人と共同して、下記の株主名簿記載事項を貴社株主名簿に記載することを請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 株主の氏名又は名称及び住所： |  |
| 株式の種類及び種類ごとの数： | 普通株式\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_株 |
| 株式取得日： | \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 |

以上

株式取得者：

[住所]

[名前]

株式譲渡人：

[住所]

[名前]